令和5年3月20日

建設・技術課 入札・契約担当

担当者 北島、寺崎

内線:2746

直通:0952-25-7102

E-mail: kensetsu-gijutsu@pref.saga.lg.jp

佐賀県建設工事等入札参加資格者の指名停止を行います

「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」(以下「要領」という。)により、下記のとおり指名停止を行います。

記

[水道機工株式会社]

1 指名停止対象業者、登録業種及び指名停止期間

対象業者:水道機工株式会社

代表取締役社長 古川 徹 (東京都世田谷区桜丘5-48-16)

登録業種:機械器具設置工事—A級、水道施設工事—登録

期 間:令和5年3月21日 ~ 令和5年5月20日(2か月)

2 指名停止の理由

建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置し、また、同法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していた。さらに、経営事項審査において、虚偽の申請(資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載)を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、発注者がその結果を資格審査に用いた。

これらのことが、同法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和5年2月10日、国土交通省関東地方整備局から指示処分及び営業停止処分を受けた。

3 指名停止期間の根拠

要領別表第2第11号(建設業法違反行為)に該当する。 指名停止期間については2か月とする。

4 令和3・4年度発注実績

令和3年度 なし 令和4年度 なし

「水機テクノス株式会社]

指名停止対象業者、登録業種及び指名停止期間

対象業者:水機テクノス株式会社

代表取締役社長 原毅(東京都世田谷区桜丘5-48-16)

間:令和5年3月21日 ~ 令和5年5月20日(2か月)

指名停止の理由

建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任 技術者として配置し、また、同法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者 を監理技術者として工事現場に配置していた。さらに、経営事項審査において、虚偽の 申請(資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載)を行うことにより得た経営事項 審査結果を公共工事の発注者に提出し、発注者がその結果を資格審査に用いた。

これらのことが、同法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和5 年2月10日、国土交通省関東地方整備局から指示処分及び営業停止処分を受けた。

指名停止期間の根拠 3

要領別表第2第11号(建設業法違反行為)に該当する。 指名停止期間については2か月とする。

4 令和3・4年度発注実績

令和3年度 なし 令和4年度 なし